

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0732)

本審議会 第438回

令和2年8月25日 公開

開催日時	令和2年8月25日(火)	10時00分～10時35分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1. 群馬地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻になりましたので、事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日のご出席の委員は、公益代表委員5名・労働者代表委員5名・使用者代表委員4名での合計14名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員全員の方に内容確認していただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ただ今より、第438回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。恐れ入りますが、着座にて進めさせていただきます。</p> <p>議事進行につきましては、 会長をお願いいたします。よろしくようお願いいたします。</p>

ては、1つ目が、「837円の改定では、人間らしい生活ができない。ただちに1,000円以上に引上げ、1,500円を目指すことが必要であること」、2つ目が「2円の引上げでは、最低賃金の地域間格差は縮まらないこと」、3つ目が「コロナ禍の経済危機だからこそ、最低賃金の大幅引上げが必要であること」、4つ目が「審議会として、国に中小企業支援の抜本的強化を求めることが重要であること」、5つ目が「改定額の公正さを担保するには、審議を全面公開とすること」の5点でございます。

次に、資料3でございます。異議申出の理由の要旨といたしましては、1つ目が「生計費原則の最低賃金とは程遠い額であること」、2つ目が「格差は縮まらないこと」、3つ目が「最低賃金が1,000円を超えるまで長くは待てないこと」の3点でございます。

最後に、資料4でございます。異議申出の理由の要旨といたしましては、1つ目が「全国一律最低賃金制度を最大優先課題に捉えて議論し、全国一律最賃が一刻も早く実現し、人間らしく働き・生活できるよう議論することを強く望むこと」、2つ目が「今回の引上げでは、全国平均1,000円到達も、世界水準の1,500円到達が遠のく結果となった。今回の改定では、国民の期待にできていないこと」の2点でございます。

このほか、異議申出ではございませんが、資料5といたしまして、XXXXXXXXXXから提出されました「最低賃金の今すぐ、どこでも、1,000円以上への引上げ、実効ある中小企業支援策を求める要請書」の署名138筆の表紙の写しを添付させていただいております。署名は、会長の前に置かせていただいております。

以上、ご説明させていただきましたとおり、4件の異議の申出がございましたので、本日、労働局長から諮問をさせていただきます。

労働局長

諮問文でございます。よろしくお願いたします。

【局長より会長へ諮問文手交】

会長

ただ今、局長から諮問をお受けいたしました。
事務局より、諮問文の写しを配布した上で、朗読をお願いします。

【各委員に諮問文（写）を配付】

事務局

お配りしました諮問文の写しをご覧ください。

<p>会長</p>	<p>諮問文を読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【諮問文 朗読】</p> <p>はい。ありがとうございます。 それでは、異議申出について、審議に入ります。 まずは、労働者側の委員から、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側■■■■です。 今回の審議につきましては、コロナ禍の影響が大きく、また、中央での目安が示されない、そういった状況の中で、地域の経済、雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見を勘案するといった、公益の見解が示されました。 このような状況の中で、労側としましては、近隣県との格差是正に拘った主張をさせていただきました。 一方使側からは、現状水準の維持とされましたけれども、幾度かの要求の結果、労側としては「3円」、使側「1円」ということでの歩み寄りをいただいたのですが、これ以上は譲れないということから、結果、公益の見解に委ねまして、「2円」での結審となりました。 全会一致とはなりませんでしたが、使側委員の皆様にも歩み寄っていただいたことも踏まえまして、十分な審議がなされた結果であるということから、今回の結果に対しまして労側としては、真摯に受け止めていきたいと考えております。 以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 それでは、使用者側の委員の方はいかがでしょうか。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>私■■■■が述べます。 概ね、今労側のご意見にあったとおりでございます。 今年は、特に中央の目安が具体的な金額として示されなかったということ、そしてこのコロナ禍といった状況の中で、最低賃金を引上げることについては、法的な強制力を持っているわけでありまして、特に中小零細の経営者の方にとっては、非常に死活問題というお話も耳に入ってきております。 そういった中で、我々使側としては、終始、「引上げなし」、「0円」という回答をさせていただきました。</p>

これは中央の見解として出た、雇用の維持を最優先、そして現行の水準を維持ということで、慎重に議論をして欲しいということに対する使側としての思いを労側の皆さんにお伝えさせていただきました。

最後は、労側の皆様方の歩み寄りの姿勢、企業で働く従業員への思いから「1円」という回答をさせていただいたというところでございます。

最終的には、公益の先生方のご見解等、ご意見等を踏まえまして「2円」ということで結審をしたわけですが、使側としては残念ながら反対という意見を述べさせていただきました。

ということで、当初かなり乖離のあった数値でございましたけれども、最終的には「2円」というところで結審をしたということで、十分な議論はし尽くしたのではないかと思っております。

以上でございます。

会長

はい。ありがとうございます。

再度、労働者側、或いは使用者側からのご意見がありましたらお願いいたします。

【意見なし】

会長

公益委員から、いかがでしょうか。

【意見なし】

会長

それでは、少しこれまでの経過も含めて整理をいたしたいと思えます。

今年は、中央最低賃金審議会の審議におきまして、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らず、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用状況等を踏まえ、引上額の目安を示すことは困難であるとされました。

そして、地方最低賃金審議会においては、引上額の目安を示すことが困難であった状況を参酌して、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望するという公益見解が示されました。

当審議会においても、慎重に調査・審議を進めてまいりましたが、各委員の意見の一致をみることはできませんでした。

公益委員といたしまして、労使委員双方の主張、最低賃金の決定

の3要素、提出された意見書・要望書等の関連資料、及び中央最低賃金審議会の答申内容等を踏まえて総合判断をいたしまして、公益委員見解として「引上額2円」を提案いたしました。

結果といたしまして、「2円」の引上げという結論に至ったところ です。

異議申出について、労使双方のご意見は、要旨といたしまして、「十分調査・審議を行い、その結果、8月7日の改正決定の答申に至ったものであり、この答申どおりでよい」というものでございました。

従いまして、結論といたしますと、異議申出の諮問につきましては、再審議は行わず、「令和2年8月7日付けの答申どおり決定することが適当である。」とすることによろしいでしょうか。

【異議なし】

会長

ご異議がございませんので、異議申出につきましては、「答申どおり決定することが適当である」という結論になりました。よって、その旨の答申をしたいと存じます。

それでは、事務局は準備をお願いします。

事務局

はい。答申文(案)を用意いたしますので、しばらくお待ち下さい。

会長

それでは、暫時、休会といたします。

【休会】

会長

それでは、再開します。

事務局より写しの配布をした上で、お願いします。

【答申文(案)を配付】

事務局

それでは、お配りいたしました答申文の(案)を読み上げさせていただきます。

【答申文(案)朗読】

会長

はい。ありがとうございます。

それではお諮りします。答申文は、この内容でよろしいでしょう

	か。
	【異議なし】
会長	特に異議がないということですので、このとおり答申いたします。
	【会長より局長へ答申文手交、答申文（写）を全委員に配付】
会長	それでは次に、今後の手続等について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>はい。2点ご説明させていただきます。</p> <p>1点目でございます。ただ今、答申をいただきましたので、令和2年度の群馬県最低賃金は「時間額837円」として、本日官報公示の手続をとります。</p> <p>手続きの事務が順調に進んだ場合、官報掲載日は最短で9月3日となります。</p> <p>法定効力発生日は官報掲載日の30日後の10月3日となりますが、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了解いただけますようお願いいたします。</p> <p>2点目でございます。最低賃金審議会令第6条第7項には、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の決議により、これを廃止するものとする。」と規定されておりますので、専門部会廃止の決議をお願いいたします。</p> <p>また、専門部会委員の解任通知書は、例年どおり省略をさせていただくこととしてよろしいか、ご審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ただ今、事務局から説明がございましたが、1点目は、今後、官報公示の手続を行うということです。</p> <p>発効は、順調に行って10月3日ということですが、ずれ込む場合もあるということですので、ご了承願いたいということです。</p> <p>2点目は、群馬県最低賃金専門部会の任務は、本日で終了となりますので、専門部会の廃止を決議し、専門部会委員の解任通知書は省略いたしますが、それでよろしいかということです。</p> <p>以上2点についてお諮りをいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>

	【異議なし】
会長	異議なしということですので、そのようにいたします。 次に、その他についてですが、事務局より何かございましたらお願いします。
事務局	はい。特にございません。
会長	委員の皆さんから、その他ご意見等ございましたらお願いいたします。
	【意見なし】
会長	それでは、「第438回審議会」はこれで終了させていただきます。 これをもちまして、令和2年度の群馬県最低賃金の改正決定に係る審議は終了いたしました。 ご審議お疲れ様でございました。